

【消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに】

平成26年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、**3月31日(火)**が申告・納付の期限となっています。

平成26年4月1日から消費税率が5%（内地方消費税1%）から8%（内地方消費税1.7%）に変更されました。このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

○平成26年分の消費税・地方消費税の申告が必要な方

- ①平成24年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
 - ②平成24年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成25年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③①、②に該当しない場合で、平成25年1月1日から平成25年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超える事業者
- なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

○納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- ・納期限・・・3月31日(火)
- ・振替日・・・4月23日(木)

【閉庁日対応について】

太田税務署では、今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも水戸税務署と合同で下記のとおり業務を行います。

なお、この2日間は中央ビル以外での業務は行っていませんのでご注意ください。また、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知願います。

- 期 日 2月22日(日)、3月1日(日)
- 時 間 9:00～17:00（受付/9:00～16:00）
（会場が混雑している場合には受付を早めに締め切ることがありますのであらかじめご了承ください）
- 場 所 中央ビル（水戸市泉町2-3-2）
- 業務内容 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談
※現金納付の窓口業務は行いません。

※中央ビルへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

問 太田税務署個人課税部門 ☎0294-72-2171
(自動音声に従い「0」を選択してください)



〈記号の見方〉

問：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター（かがやき） **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ